

別表1

○「従来条件」に該当する限度額一覧

私立幼稚園

区 分		補助対象 経 費	補 助 限 度 額		
			1 人 就 園 の 場 合 及 び 同 一 世 帯 か ら 2 人 以 上 就 園 し て い る 場 合 の 最 年 長 者 (第1子)	同 一 世 帯 か ら 2 人 以 上 就 園 し て い る 場 合 の 次 年 長 者 (第2子)	同 一 世 帯 か ら 3 人 以 上 就 園 し て い る 場 合 の 左 以 外 の 園 児 (第3子以降)
①	生活保護法の規定による 保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合 計 額	年額 277,200円	年額 277,200円	年額 277,200円
②	当該年度に納付すべき市 町村民税が非課税となる 世帯		244,800円	261,000円	277,200円
③	当該年度に納付すべき市 町村民税の所得割が非課 税となる世帯				
④	当該年度に納付すべき市 町村民税の所得割課税額 が 77,100円以下の世帯		103,700円	189,900円	277,200円
⑤	当該年度に納付すべき市 町村民税の所得割課税額 が 211,200円以下の世帯		56,000円	166,500円	277,200円
⑥	上記区分以外の世帯		—	138,600円	277,200円

- 注1. 上記の市町村民税の所得割課税額(補助基準額)は、夫婦(片働き)と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合は別添・早見表に読み替えること。
2. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
3. 途中入退園及び休園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

$$\text{上記単価} \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15 \text{ (百円未満を四捨五入)}$$
4. 実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払い額を限度とする。
5. 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。
6. 同一世帯での両条件の組み合わせはできない。
7. 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援若しくは特例保育、家庭的保育事業等(児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。)を利用する就学前の兄・姉を有する園児は第2子以降の優遇措置の対象とする。

別表 2

○「新条件」に該当する限度額一覧

私立幼稚園

区 分		補助対象 経 費	補 助 限 度 額	
			小学校1年生～3年生の 兄・姉を1人有しており、就 園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1～3年生の兄・姉を 1人有しており、同一世帯か ら2人以上就園している場合 の左以外の園児及び小学校 1～3年生に兄・姉を2人以 上有している園児 (第3子以降)
①	生活保護法の規定による 保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合 計 額	年額 277,200円	年額 277,200円
②	当該年度に納付すべき市 町村民税が非課税となる 世帯		261,000円	277,200円
③	当該年度に納付すべき市 町村民税の所得割が非課 税となる世帯			
④	当該年度に納付すべき市 町村民税の所得割課税額 が 77,100円以下の世帯		189,900円	277,200円
⑤	当該年度に納付すべき市 町村民税の所得割課税額 が 211,200円以下の世帯		166,500円	277,200円
⑥	上記区分以外の世帯		138,600円	277,200円

- 注 1. 上記の市町村民税の所得割課税額(補助基準額)は、夫婦(片働き)と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合は別添・早見表に読み替えること。
2. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者所得割課税額を合算する。
3. 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

$$\text{上記単価} \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15 \text{ (百円未満を四捨五入)}$$
4. 実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払い額を限度とする。
5. 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。
6. 同一世帯での両条件の組み合わせはできない。
7. 兄・姉が就学免除等により、小学校に就学していない場合や特別支援学校小学部に在籍している場合でも、小学1～3年生就学年齢と同一年齢であれば算定対象人数に含める。
 なお、本来の就学年齢が小学校4年生以上であっても、就学免除等により小学校3年生までの学年に在籍する兄・姉を有する園児については、第2子以降の優遇措置の対象とする。
8. 小学校1～3年生までに双子もしくは三つ子以上の兄・姉を有する園児は、第3子以降扱いとする。